

○江戸川区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

平成十八年三月二十九日規則第七号

**改正**

平成二十一年 五月 一日規則第三五号

江戸川区指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

**第二条** 法第百十五条の二十二第一項の規定による申請は、指定申請書により行うものとする。

2 法第百十五条の二十二第一項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

一部改正〔平成二十一年規則三五号〕

(変更の届出等)

**第三条** 法第百十五条の二十五の規定による届出は、施行規則第百四十条の三十七第一項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

一部改正〔平成二十一年規則三五号〕

(指定の更新の申請)

**第四条** 法第百十五条の三十一において準用する法第七十条の二の規定による申請は、更新申請書により行うものとする。

一部改正〔平成二十一年規則三五号〕

(事業者情報の提供)

**第五条** 区長は、前三条の規定による指定若しくは指定の更新又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、東京都及び国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

一 事業所の名称及び所在地

二 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、

住所及び職名

三 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

四 事業開始年月日

五 運営規程

六 介護保険事業所番号

七 管理者の氏名、生年月日及び住所

八 役員の氏名、生年月日及び住所

九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(公示)

**第六条** 法第百十五条の三十の規定による公示は、法第百十五条の三十各号の措置に係る事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

一 介護保険事業所番号

二 指定介護予防支援事業者の名称及び所在地

三 当該事業者の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

四 指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

一部改正〔平成二一年規則三五号〕

(様式)

**第七条** この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

(委任)

**第八条** この規則に定めるもののほか、指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

**付 則**

(施行期日等)

1 この規則は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 区長は、この規則の施行日前においても、指定介護予防支援事業者の指定等に関し、必要な手続を行うことができる。

**付 則**（平成二一年五月一日規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。